

たびとく 「旅得チケット」取扱事業者を募集

長引く新型コロナウイルス感染拡大に伴い、観光業は大きな影響を受けています。しかし現在、ワクチン接種が進み、今後、ワクチン接種が済んだ方を中心に、国内旅行の回復が期待されます。

このような情勢を踏まえ、市では国内旅行者を恵那市に誘客するため、市内での宿泊や土産物購入、観光体験、交通において利用できるプレミアム付き「旅得チケット」を作成します。つきましては、取り扱い事業者を募集させていただきます。市内の観光消費の活性化のため、多くの事業者様にご活用いただきたいと願っておりますので、ぜひお申込みください。

1. 募集期間 令和3年7月1日（木曜日）から7月20日（火曜日）まで
2. 参加資格 市内で事業を営む事業者で次の①②のどちらかを満たすこと
①旅館業法に規定の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」で、岐阜県知事の許可を受けた施設のうち、市内で宿泊施設を営む事業者
②恵那市観光協会会員（賛助会員含む。）で、観光客の利用を主とする「土産店」「飲食店」「観光施設」「旅行・運輸」を営む者のうち、市内に事業所等を有する事業者
※なお、下記の共通要件は必ず満たすこと
・休業中、店舗型風俗特殊営業を行う施設、反社会勢力に属する事業者及び暴力団がその経営・運営に関与している法人・個人を除く
・岐阜県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得し掲示していること
3. 参加料 無料
4. 申込方法 参加申込書を記入の上、恵那市役所観光交流課に FAX（0573-26-2861）または郵送、直接窓口へご持参ください。

旅得チケット事業の概要

1. 内容 取扱事業者が営む宿泊施設や店舗で利用できるチケットを、事業者が利用者に販売していただきます。利用者は、購入した施設・店舗に限り、支払いに利用することができます。（かっとくチケットや泊得チケットと同様の方式）
2. 券種 チケットは2種類あり、どちらもプレミアム率30%です。
①額面3,900円/枚（販売金額3,000円/枚）
②額面1,300円/枚（販売金額1,000円/枚）
※一人5枚まで購入可能
※プレミアム分は市が負担し取扱事業者へ支払います
3. 販売期間 令和3年8月1日（日曜日）から令和4年3月31日（木曜日）
4. 利用期間 令和3年8月1日（日曜日）から令和4年3月31日（木曜日）
5. 取扱数量 1事業者あたり上限3,000枚
取扱商品の価格帯や客単価などから利用しやすい額面をお選びください。両方のチケットを扱う場合は合計枚数が3,000枚までとなります。
6. その他 恵那市が実施する「かっとくチケット」や「プレミアム付商品券」との併用も可能。国のGoToトラベル事業、県の割引クーポンなど市以外のクーポン類との併用も可能。

旅得チケットについて

1. チケットの名称 えな^{たびとく}旅得チケット（略称：旅チケ）
2. チケットのデザイン 現在作成中

（参考）昨年度実施の泊得チケット



（おもて面）

【えな泊得チケットご利用について】	
○表裏に記載された施設・店舗でのみご利用できます。	
○表裏に記載の金額を宿泊代金にご利用できます。	
○おつりはおだしできません。	
○現金との引き換えはできません。	
○表裏記載の有効期限を過ぎたものは無効となります。	
○盗難紛失または滅失に対して発行者はその責を負いません。	
○市が実施するOTA宿泊割制（楽天トラベル・じゃらん）との併用は出来ません。	
【購入者記入欄】	
氏名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
	都道 府県
	市町村
【お問い合わせ】 恵那市役所 観光交流課 TEL 0573-26-2111	

（うら面）

サイズ：A7（74mm×105mm）

3. 取り扱いおよび注意点

- ・チケット表面に記載された施設・店舗でのみご利用できます。
- ・チケット表面に記載の金額を利用料金や商品代金の支払いにご利用できます。
- ・おつりは出せません。
- ・現金との引き換えはできません。
- ・チケット表面に記載の有効期限を経過したものは無効となります。
- ・盗難紛失又は滅失に対して発行者はその責を負いません。

4. チケットが利用可能な代金

- ・宿泊施設…宿泊代金（宿泊中の飲食代、お土産購入代含む）
- ・土産物店…商品の購入代金
- ・観光施設…施設利用料、体験料金など
- ・観光交通…募集ツアー代金、企画ツアー代金、観光客向けフリー切符代金など

※あらかじめ割引額を宿泊プランやツアー代金、企画切符などに組み込んで販売するなど、各事業所の工夫による運用にも柔軟に対応します。詳しくはご相談ください。

5. 利用時の取り扱い方法

- ・チケットは各施設・店舗で販売していただきます。
- ・チケットは一人1回につき5枚まで購入可能で、一度に5枚まで利用できます。
- ・購入者は代金の支払い時にチケットを利用します。

補助金申請・実績報告について

1. 補助金申請

- ・お申込みのあったチケット枚数に応じた市負担額を補助金としてお支払いします。
(例：申込み枚数 3,900円チケットが1,000枚、1,300円チケットが2,000枚の場合)
市負担額 $900円 \times 1,000枚 = 900,000円$ $300円 \times 2,000枚 = 600,000円$
合計 1,500,000円を交付します。
- ・申請手続きに必要な書類などは、別途ご案内します。
- ・取扱枚数は追加の申請が可能です。(ただし上限に達するまで)
- ・尚、補助金は事業終了後に利用済み枚数の確定後にお支払いすることを原則としますが、概算払いにより、先に申請額をお支払いすることも可能です。その場合、精算後に残金がある場合は返金していただきます。

2. 事業終了後の実績報告

- ・事業期間終了後(令和4年3月31日)または、取扱枚数完売後のどちらか早い時期に、事業完了に伴う実績報告をしていただきます。
- ・実績報告に必要な書類などは、別途ご案内します。
- ・補助金を先払いしている場合で、事業終了後にチケットに残数がある場合は、先にお支払いしている補助金のうち、残数に該当する金額を返金していただきますのでご注意ください。
(例：3,900円チケットが500枚残った場合)
市負担額 $900円 \times 500枚 = 450,000円$ 450,000円を返金していただきます。
- ・実績報告時に利用済みチケットの回収を行います。これにより、利用実績を把握しますので、利用済みチケットは大切に保管してください。

【お申込み・お問い合わせ】
恵那市役所観光交流課

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1
TEL:0573-26-2111 / FAX:0573-26-2861
受付時間:平日 8:30~17:15